

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ 規約

第一章 総則

第1条 このリーグは「福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ（以下、リーグとする）」と称する。

第二章 目的・事業

第2条 リーグは、小学生少年少女の健全な育成を目的とする。

第3条 リーグは、年2回のリーグ戦（春季、秋季）、新人育成大会、駅伝・マラソン大会を開催し、スポーツを楽しむ中から相互の連帯を深めるものとする。

第4条 リーグは、スポーツマンシップに則り、親善を第一とした試合を行う。

第三章 構成

第5条 リーグは、次の者で構成する。

(1) 会長

会長は、リーグを代表する者とし、総会で選出し理事長が就任を依頼する

(2) 役員

第七章第18条に定める者

(3) 理事

各チームの監督とする

チーム事情等により監督以外の者を選出する場合は、監督の推薦を必要とし、総会で承認を得る

チームに属していない者を選出する場合は、総会で承認を得る

(4) 加盟チーム

リーグに加盟するチーム（以下、チームとする）の編成は、監督、チームで定義される代表者等、小学1年生から6年生までの児童（以下、登録選手とする）、登録選手の保護者とする

第6条 登録選手の移籍は、次の通りとする。

(1) 登録選手がリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要とする

(2) ただし、転校をともなう転居によりリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要としない

第四章 加盟・脱退

第7条 リーグは、チーム数が30チームを上回ることを認めない。

第8条 新たにリーグに加盟するチームは、次の通りとする。

(1) 加盟の意思を会長に伝え、加盟届出書を事務局長へ提出する

(2) 同一校区にすでにチームがある場合は、そのチームの理事の許可を必要とする

(3) 第八章第22条(1)の総会、または第八章第22条(2)の理事会において、承認を得る

第9条 リーグを脱退するチームは、脱退の意思を理事長に伝え、脱退届出書を事務局長へ提出する。

第五章 権利・義務

第10条 チームは、規約、規程の下に平等である

第11条 チームは、次の権利と義務を有する

(1) リーグが開催する事業への参加の権利

(2) 会費納入の義務

(3) 登録選手全員を、スポーツ安全傷害保険（公益財団法人福岡県スポーツ協会）に加入させる義務

(4) 監督、及びチームで定義される指導者全員を、スポーツ安全傷害保険（公益財団法人福岡県スポーツ協会）に加入させる義務

(5) 規約、リーグ戦運営要綱、リーグ戦順位規程、ローカルルールを遵守する義務

(6) 第八章第22条に定める会議において議決され、会長名で伝達公布された諸事項に従う義務

第六章 規律

第12条 チームは、常にリーグの発展に協力を惜しまないものとする。

第13条 リーグは、常にソフトボールを愛する選手と指導者の集まりであることを自覚し、行動しなければならない。

第14条 指導者は、所属するチームに拘ることなく、リーグ全体のチーム指導に当たるものとし、特にマナーについては厳しく律することとする。

第15条 選手、指導者は、常にリーグの一員であることを自覚し、非行的な行動をとってはならない。

第16条 指導者による「暴力（体罰）」「（指導時間帯での）飲酒」は厳禁とする。

第17条 前第16条並びに第11条の義務に違反する行為やリーグの名誉を著しく汚す行為があった場合は、役員会の審議に附し、処分をすることができる。

(1) 嚴重注意 口頭及び文書通告

(2) 謹慎 文書通告、リーグ内における特定日数の謹慎

(3) 停職 文書通告、リーグ内における特定期間の出場停止、及びチーム内職務の停止

(4) 除名 文書通告

第七章 役員

第18条 リーグは次の役員（以下、役員と称する）を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 広報部長 1名
- (5) 財務部長 1名
- (6) 監査委員 2名
- (7) 審判部長 1名

第19条 役員は、理事の中から選出するものとする。

第20条 役員は、任期を2年（選出された総会の日より役員改選年度の総会まで）とし、再選を妨げない。

役員が任期途中で辞任した場合は、臨時理事会にて後任の役員を選出する。

欠員の補充または増員により選出された役員の任期は、他の役員残任期間と同一とする。

第21条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 理事長は、リーグの統括を行う
- (2) 副理事長は、理事長を補佐する
- (3) 事務局長は、リーグ全般についての一般事務を執り行う
- (4) 広報部長は、リーグの広報活動を行う
- (5) 財務部長は、リーグの財務に関する一切の事務を行う
- (6) 監査委員は、リーグの財務に関する監査を行う
- (7) 審判部長は、審判部を構成し、リーグの審判及びローカルルールに関する全てを管理し、統括する

第八章 議決・執行

第22条 リーグは、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 監督会議
- (5) 審判部会議

第23条 総会は、リーグの最高議決機関とする。

第24条 総会は、理事で構成する。

第25条 総会は、毎年2月の第1日曜日に行う。ただし、理事長が必要と認めた場合には臨時総会を招集する。

第26条 総会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第27条 総会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 次の事項の議決権は、総会のみとする。

- (1) 会費の決定
- (2) 予算の決定
- (3) 規約の改正

- 第 29 条 総会に欠席の理事は、委任状の提出を以て総会に出席したものとし、総会においての議決・承認は代理人の議長に一任するものとする。
- 第 30 条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に召集し、理事で構成する。
- 第 31 条 理事会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 32 条 理事会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 33 条 理事会に欠席の理事は、理事会での決議に同意するものとする。
- 第 34 条 役員会は、理事長が必要と認めた場合に召集し、役員で構成する。
- 第 35 条 役員会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 36 条 役員会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 37 条 役員会を欠席の役員は、役員会での決議に同意するものとする。
- 第 38 条 役員会は、リーグの運営全般について協議・決定・提案する機関とする。
- 第 39 条 監督会議は、各リーグ戦（春季・秋季）の開会前、閉会后、その他理事長が必要と認めた場合に召集し、監督（若しくはその代理人）、各チームの保護者代表者、役員で構成する。
- 第 40 条 監督会議は、各チーム共、監督（若しくはその代理人）と、保護者代表者の計 2 名が出席しなければならない。この規定に違反（出席者が 1 名、または欠席）したチームは、いかなる理由があろうと、10,000 円をリーグに納めるものとする。
- 第 41 条 監督会議での議決は、監督（若しくはその代理人）の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 42 条 監督会議に欠席の監督（若しくはその代理人）は、監督会議での決議に同意するものとする。
- 第 43 条 審判部会議は、審判部長、審判副部長、及び審判委員で構成する。
- 第 44 条 審判部会議は、定足数を審判部長、審判副部長、審判委員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 45 条 審判部会議は、リーグ戦のローカルルールについて協議・運営する。

第九章 財務

- 第 46 条 リーグの会費は、総会の承認を以て決定する。
- 第 47 条 リーグの会費は、春季リーグ戦開会前の監督会議の際に納める。ただし、休部のチームが秋季リーグ戦から参加する場合は、秋季リーグ戦開会前の監督会議の際に会費の半額を納める。
- 第 48 条 納入したリーグの会費は、一切返金しない。
- 第 49 条 経費の支出は、理事会の決議のもと、財務部長が行うものとする。
- 第 50 条 リーグの会計年度は、毎年 2 月 1 日より翌年 1 月 31 日までとする。
- 第 51 条 財務部長は、総会において、前会計年度の収支報告並びに次会計年度の予算案を提出し、承認を得なければならない。

第十章 監査

- 第 52 条 監査委員は、会計年度終了後、監査を実施し、総会において報告を行う。

第十一章 附則

- 第 53 条 この規約は、2009 年 2 月 1 日より、施行適用される。

- ・ 2010 年 2 月 改定
- ・ 2012 年 2 月 改定
- ・ 2017 年 2 月 改定
- ・ 2019 年 2 月 改定
- ・ 2023 年 2 月 改定
- ・ 2024 年 2 月 改定

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ リーグ戦運営要綱

1. 競技運営

1-1 参加申し込み及び選手登録

- (1)参加申し込みは、選手登録表を提出した時点で参加申し込みとする。
- (2)選手登録表の提出は、リーグ戦開会前の監督会議までとする。
- (3)登録選手の人数は、特に定めない。
- (4)選手の背番号は、30番（監督）、31番（コーチ）、32番（コーチ）を除く、1番から99番とする。
- (5)選手登録表提出以降の変更（選手の増減、選手の背番号の変更、監督の交代等）は、変更があった時点で事務局長へ届け出ること。

1-2 監督会議

- (1)監督会議は、規約第八章第39条から第42条に定める通りとする。
- (2)監督会議で決議した事項は、チーム全体に徹底すること。

1-3 開会式・閉会式

- (1)開会式・閉会式には、全チームが参加すること。
- (2)開会式・閉会式には、原則として選手は、同一ユニフォーム着用で全員が参加すること。
- (3)開会式・閉会式には、各チームの監督（若しくは代理人）は、選手と同一ユニフォーム着用で所定の位置に整列すること。
- (4)開会式・閉会式に参加できないチームは、事前に事務局長へ報告し、参加できない理由を説明する。事務局長が適当な理由であると判断した場合のみ、認める。

2. 参加

2-1 参加の種類

- (1)参加は、公式参加とオープン参加とする。

2-2 オープン参加の条件

- (1)選手登録時に、登録選手数が9名に満たない場合
- (2)選手登録時には登録選手数が9名を満たしていたが、途中より登録選手数が9名に満たなくなった場合
- (3)選手登録時に登録選手数が9名に満たなかったが、途中より登録選手数が9名を満たした場合

2-3 オープン参加の処置

- (1)順位を定めない。（公式参加チームのオープン参加チームとの勝敗は、対戦成績〔勝率計算〕に

入らない。)

- (2)選手登録時において公式参加であったチームが、途中でオープン参加チームとなった場合、そのチームの全ての試合は、オープン参加チームとしての処置をとる。

3. 試合

3-1 試合形式

- (1)リーグ戦の試合形式は、参加チーム総当たりとする。

3-2 試合の組合せ

- (1)試合の組合せは、事務局に一任し、苦情等は一切受付ない。
- (2)試合の組合せは、1日に3試合以内とする。ただし、以下の場合には、事務局より当該チームの監督に事前に連絡し、了解を得た上で1日4試合以上を行う。
- (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

3-3 組合せの連絡

- (1)組合せは、原則として試合3日前までにリーグのホームページに掲載する。
- (2)組合せは、各チームで確認をすること。
- (3)組合せは、公式行事の結果次第で前日に決定する場合がある。その場合、事前に事務局長が定める日時に、各チームでホームページを確認すること。

3-4 試合を休む場合

- (1)リーグ戦期間中に次の理由が生じた場合は、試合を休みとして処置する。
- (ア) 公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）
 - (イ) 学校行事（運動会・修学旅行等の参加）
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に準ずる理由
- (2)前(1)の理由で試合を休む場合は、当該日より2週間前に事務局長へ連絡をして承認を得ること。また、雨天等で変更・順延になった場合は、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (3)前(1)以外の理由で試合を休む必要が生じた場合は、速やかに事務局長へ連絡をすること。この場合、事務局長の承認を得られた場合のみ試合を休みとして処置する。

4. 試合会場（グラウンド）

4-1 試合会場（グラウンド）の確保

- (1)各チームは、リーグ戦期間中のグラウンドの確保を積極的に行うこと。
- (2)グラウンドが確保できたチームは、速やかに事務局長へ連絡をすること。

(3)各チームは、1リーグ戦期間中に1日はグラウンドの確保をすることが望ましい。

4-2 試合会場（グラウンド）への乗入れ車両

(1)グラウンドへ乗入れ可能な車両の台数は、組み合わせ表に記載してある台数までとする。

(2)組み合わせ表に記載されている台数以上の車両は、各チームの責任において、有料駐車場等に駐車し、絶対にグラウンドへは乗入れないこと。

(3)グラウンドへ乗入れる車両には、チーム名、車両の持ち主の氏名、車両の持ち主の携帯電話番号を明記したカードを、ダッシュボードの上など外から見え易い位置に提示する。

4-3 試合会場（グラウンド）の準備

(1)試合会場の準備は、グラウンド責任チームの責任者（以下、「グラウンド責任者」という。）の指示に従い、当日の1試合目のチームで行うこと。

(2)試合会場の準備、及び試合会場準備前後の練習は、グラウンド責任者の指示に従うこと。

4-4 試合会場（グラウンド）の整備

(1)試合終了後のグラウンドの整備は、試合をした両チームで行うこと。

4-5 試合会場（グラウンド）の片付け

(1)試合会場の片付けは、各チームで協力して行うこと。

(2)選手に「トンボ」でのグラウンドの整備と「ごみ拾い」を行わせること。

(3)グラウンド責任者は、既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品に破損がないことを確認する。

(4)ごみは必ず各チームで持ち帰ること。

4-6 試合中の事故の処置

(1)けが等については、次の通りとする。

(ア) 試合中のけが等は、自チームで責任を持つこと

(イ) 各チームの、選手全員、監督、及び指導者は、必ずスポーツ保険に加入しておくこと〔規約第五章第11条③及び④〕

(ウ) 各チームは、事故やけが等がおこった場合の応急手当や、緊急連絡体制、あるいは傷害を受けた者に対する指示等を、日頃から確認しておく

(2)既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品の破損等については、次の通りとする。

(ア) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品を破損した場合は、必ずグラウンド責任者に届け出て、とりあえず加害者若しくは加害チームが費用を負担して、速やかに元の通りに修復しておくこと

(イ) 当日、元の通りに修復できない場合には、加害者若しくは加害チームが費用を負担して、グラウンド責任者に預け、以後の処置をお願いする

(3)修理費用の負担については、次の通りとする。

(ア) 試合中の行為であれば、「リーグ」が負担するので、事務局長へ届け出る。領収証と引き換えにリーグより支払う

(イ) 練習中の行為であれば、各チームで負担すること

4-7 学校施設を利用する場合の注意事項

- (1) 学校内では、教育的立場から禁酒・禁煙とする。
- (2) 喫煙については、グラウンド責任チームの指示に従うこと。
- (3) 立入禁止区域や立入禁止施設には、絶対に入らないこと。
- (4) キャッチボールの禁止区域では、絶対にキャッチボールを行わないこと。
- (5) 学校の校庭開放区域では、絶対にキャッチボール等を行わないこと。
- (6) 校庭開放等が行われている時には、必ず校庭開放委員の指示に従うこと。

5. 試合当日

5-1 試合当日の対応（グラウンドコンディション不良等の場合）

- (1) グラウンド責任者は、定時の試合開始を不可と判断した場合には、午前 6 時 30 分までに事務局長へ連絡をすること。
- (2) 雨天の場合でも、試合チームは試合中止ではなく「待機」とする。
- (3) 当日、試合を行うか、中止するかは判断は、グラウンド責任者へ一任する。グラウンド責任者以外の者が意見を述べることはできない。
- (4) ただし、グラウンド責任者は、事務局長に対してアドバイスを求めることはできる。
- (5) 待機時間は、原則として午前 10 時と、12 時（正午）までとし、最長で 12 時（正午）までとする。
- (6) グラウンド責任者は、グラウンドコンディションを見て、待機時間を当該チームに連絡すること。
- (7) 待機の連絡がない場合は、原則として規定の時間までに試合会場に集合すること。試合会場に集合後、待機時間があつた場合、または待機して試合ができなかった場合にも、グラウンド責任者に対して苦情を言わないこと。
- (8) 12 時（正午）を過ぎてもグラウンドコンディションが不良の場合には、原則として中止とする。試合を中止した場合は、グラウンド責任者は、事務局長へ試合中止の連絡をすること。
- (9) 以下の場合には、待機時間が 12 時（正午）を過ぎても、待機をして試合を行うことがある。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

5-2 待機の後、試合を開始する場合

- (1) 時間的に全日程を消化できない場合は、以下の通り、試合開始時間により、試合組合せの上位の試合を中止する。グラウンドの移動がある場合も、同様とする。

試合開始予定時間

第 1 試合 9 : 00 開始

第 2 試合	10 : 20 開始
第 3 試合	11 : 40 開始
第 4 試合	13 : 00 開始
第 5 試合	14 : 20 開始
第 6 試合	15 : 40 開始

5 - 3 試合

- (1)選手の集合時間は、試合開始予定時間の1時間前とする。
- (2)前試合が終了しても試合会場に来ない場合は、原則として棄権とみなす。
- (3)次の場合は、棄権としない。
 - (ア) 試合組合せにより遅れる場合
 - (イ) 試合会場の移動により遅れる場合

6. 試合中の注意事項

- (1)試合中に、監督、コーチ、選手、応援者が、「けなす」「批判する」などの行為を行った場合、1度目は審判よりの警告とするが、その後警告を無視する場合には、監督（若しくは代理人）、及び当該者を退場とする。監督（若しくは代理人）、及び当該者退場以後、警告を無視する場合には、その試合を没収試合とし、違反チームは不戦敗とする。
- (2)試合中に、監督、コーチが、「なぐる」「ける」「その他の暴力行為」を行った場合、その試合を没収試合とするとともに、違反チームは不戦敗とし、当該監督、コーチは第六章第17条に定めた通りとする。
- (3)試合をスムーズに行うために、むやみにタイムを要求したり、著しい抗議を行わない。

7. 試合後の結果連絡

- (1)試合結果は、グラウンド責任者が、試合終了後速やかに指定された方法で事務局長、及び広報部長へ連絡すること。

8. 選手の心構え

- (1)グラウンドに入る時と出る時は、必ずグラウンド向かって挨拶をする。
- (2)他のチームの監督、コーチ、関係者に会った時は、挨拶をする。
- (3)時間を正確に守ること。
- (4)服装を正し、選手として好ましい印象を持たれるように努力すること。
- (5)ルールを正確に覚えること。
- (6)道具を大切にすること。
- (7)自分の健康管理は、自分で行うこと。

- (8)試合中の攻守交代は、駆け足で行うこと。
- (9)常に謙虚な気持ちでプレーを行うこと。

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ リーグ戦順位規程

1. 公式参加チームの順位は、次の通りとする。

- (1)順位は勝率〔勝試合数÷(勝試合数+敗試合数) 引き分け試合数は含まない〕とする。
- (2)同勝率の場合には、勝試合数の多いチームを上位とする。
- (3)同勝率、同勝試合数の場合には、当該チームのリーグ戦での対戦結果を以て順位を決定する。
- (4)同勝率、同勝試合数で当該チームのリーグ戦での対戦結果が引き分けの場合、順位決定戦を行う。ただし、順位決定戦は、1位から4位までの当該チームとする。5位以下は順位決定戦を行わず、同順位とする。

2. 順位決定戦の試合のルールは、次の通りとする。

(1)当該チームが2チームの場合

- ア. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- イ. 60分を過ぎて同点の場合は、決着が着くまでタイブレーカーとする。
- ウ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。その後同点のまま60分を過ぎた場合は、次のイニングより決着が着くまでタイブレーカーとする。
- エ. タイブレーカーの2塁走者は、最終回の最終打者とし、打者はその次の打者とする。

(2)当該チームが3チームの場合

- ア. 試合は総当りのリーグ戦とする。
- イ. 試合の順序は、3チームで抽選を行い番号を決定し、次の通りとする。
 - ①第1試合 1番対2番
 - ②第2試合 第1試合の敗者対3番
 - ③第3試合 第1試合の勝者対3番
- ウ. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- エ. 60分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
- オ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。60分を過ぎていれば、引き分けとする。
- カ. 順位は、2勝・1勝1分・1勝1敗・2敗の順とする。
- キ. 同勝率の場合は、2試合の合計失点の少ない方を上位とする。
- ク. 同勝率で、2試合の合計失点と同じ場合は、両チームで決着がつくまでタイブレーカーを行う。

(3)当該チームが4チーム以上の場合

- ア. 試合はトーナメント戦とする。
- イ. 試合の順序は、4チームで抽選を行い番号を決定し、次の通りとする。

- ①第1試合 1番対2番
- ②第2試合 3番対4番
- ③第3試合 第1試合の勝者対第2試合の勝者

- ウ. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- エ. 60分を過ぎて同点の場合は、決着が着くまでタイブレーカーとする。
- オ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。その後同点のまま60分を過ぎた場合は、次のイニングより決着が着くまでタイブレーカーとする。
- カ. タイブレーカーの2塁走者は、最終回の最終打者とし、打者はその次の打者とする。

3. 表彰

- (1)チーム表彰は、1位から5位までとする。
- (2)秋季リーグ戦のチーム表彰には、躍進賞を設ける。
- (3)躍進賞の規定は、以下の通りとする
 - ア. 秋季リーグ戦の順位から春季リーグ戦の順位を引いた値が最大のチームを、躍進賞とする。
 - イ. 「ア」が複数チーム存在する場合は、春季リーグ戦の順位が下位のチームを躍進賞とする。
 - ウ. 「ア」のチームが5位以内に入賞した場合は、躍進賞とならない。
 - エ. 「ウ」の場合は、「ア」の値が次に大きいチームが躍進賞となる。
 - オ. 「エ」が複数チーム存在する場合は、春季リーグ戦の順位が下位のチームを躍進賞とする。

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ ローカルルール

1. リーグのローカルルールは、審判部会議にて議決し、理事会の承認を得て各チームに公布する。
2. 各グラウンドのグラウンドルールは、各グラウンド責任者によって決定する。
3. 試合中の抗議権は、監督のみとする。
4. 試合中の抗議権は、監督不在の場合のみ、選手と同一で背番号 31 番、または 32 番のユニフォームを着用したコーチを、オーダー表に監督（代）として記入し提出すれば、そのコーチを監督代行として認め、抗議権を与える。
5. 試合に出場する選手は、リーグ指定のオーダー表に、全員の氏名を記入すること。
6. 試合に出場する選手は、同一ユニフォーム着用とする。
7. 試合に出場する選手の靴は、セラミックスパイクと金属スパイクの使用は、禁止する。
8. 試合球は、リーグ公認球の教育検定 2 号球とする。
9. 試合球は、試合毎に各チームが 2 個ずつ提出する。
10. 試合は、60 分 5 イニングとし、60 分を過ぎて次のイニングに入らない。
11. 試合は、60 分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
12. 試合は、5 イニング終了時に同点の場合は、60 分以内であれば、延長戦とする。60 分を過ぎていれば、引き分けとする。
13. 延長戦で、60 分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
14. 3 回以降 7 点差が生じた場合には、コールドゲームを適用する。
15. 試合は、3 イニングを終了した時点で成立する。
16. 天候不良等の理由により、試合途中での中断、続行、中止は、グラウンド責任者が決定する。
17. 試合中の事故により、選手がプレーを継続できなくなったと当該試合の審判団が判断した場合、相手チームの監督の了解を得た上で、代替りの選手を出場させることができる。その場合、代替りの選手は、ルール上の交代選手としては扱わず、事故により退場した選手は、再度出場できる。
18. 選手は、プレー中のネックウォーマーを禁止する。
19. 指導者は、ベンチ内でのウエストポーチ、タオル巻きを禁止する。
20. 審判は、短パン、サンダル履き、ウエストポーチ、タオル巻き、ロングのベンチコート、自チームユニフォームのままでの出場を禁止する。
21. 球審は、ボールケースを使用する。
22. 各チームの審判リーダーは、リーグ戦会場において自チームの試合中以外は腕章を着用する。審判リーダー不在の場合は、代行の者が腕章を着用する。
23. 審判員の不足等については、リーグ戦会場内各チームで協力し合う。
24. 本塁上より 50M の位置にホームランネットを設ける。